中央防災会議 防災対策実行会議 南海トラフ沿いの異常な現象への 防災対応検討ワーキンググループ 第5回議事録

内閣府政策統括官(防災担当)

中央防災会議 防災対策実行会議 南海トラフ沿いの異常な現象への 防災対応検討ワーキンググループ (第5回) 議事次第

日 時 平成30年10月23日 (火) 10:00~12:03 場 所 中央合同庁舎8号館3階災害対策本部会議室

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶
- 3. 議事
 - (1) 防災対応のための南海トラフ沿いの異常な現象に関する評価基準検討部会について
 - (2) 各ケースの防災対応の考え方
 - (3) 本ワーキンググループのとりまとめイメージ
- 4. 閉 会

○林(事務局) 定刻となりましたので、ただいまから「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」第5回を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙の中、御出席いただき、まことにありがとうございます。どう ぞよろしくお願いします。

それでは、会議の開催に当たりまして、海堀政策統括官より御挨拶申し上げます。 〇海堀(政策統括官) おはようございます。

本日、第5回「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」を 開催させていただきましたところ、お忙しい中、お集まりいただきまして、どうもありが とうございます。

本日は、前回までに御議論いただいた議論を踏まえまして、各ケースにおけます防災対応の考え方、年内までにお願いしております本ワーキンググループの取りまとめのイメージについて、御議論いただければと思います。

また、前回の第4回の会合でございますが、南海トラフ沿いで観測される異常な現象の評価基準を明確にする必要性があるのではないかという御指摘がありました。これにつきましては、先日、山岡先生を座長とさせていただきまして「防災対応のための南海トラフ沿いの異常な現象に関する評価基準検討部会」を設置させていただきました。基本となります評価基準の考え方につきまして、11月ごろまでに取りまとめてお示しいただくよう、検討をお願いしているところでございます。

そういった状況を踏まえまして、本日は闊達な御議論をお願いし、私からの冒頭の御挨 拶とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○林(事務局) それでは、本日のワーキンググループの委員の出欠状況でございます。 尾﨑正直委員は、公務のためおくれての出席となりますので、高知県危機管理部長、酒 井浩一さまに代理で出席いただいております。

また、岩田孝仁委員、加藤孝明委員、阪本真由美委員、田村圭子委員、野口貴久美委員、 青木章泰委員が、本日御欠席となっております。

マスコミの方は、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

〇林(事務局) 議事に入ります前に、会議、議事要旨、議事録、配付資料の公開についてですが、前回同様、会議は公開とし、別の会議室において会議のテレビ中継を実施したいと考えております。

議事要旨につきましては、議論の要点のみを記載したもの事務局で作成し、福和主査に 御確認いただいた後、速やかに公表することといたしたいと考えております。

議事録につきましては、委員の皆様に御確認いただいた後に、発言者の名前も記載した 上でできる限り速やかに公表したいと考えております。

最後に、本日の資料につきましては、全て公開することとしたいと考えておりますが、 この方針でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○林(事務局) 特段の異議がないようですので、そのように取り扱わせていただきます。 それでは、お手元に配付している資料を確認させていただきます。

議事次第、委員名簿、座席表、資料1~5、参考資料1がございます。

資料が不足している場合は、事務局までお知らせください。

よろしいでしょうか。

また、委員の皆様の机の上の青いファイルに、前回までの会議資料をまとめております ので、御活用いただければと思います。

それでは、これからの進行は福和主査にお願いしたいと思います。

福和主査、よろしくお願いいたします。

○福和主査 承知いたしました。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。

まず、議題1「防災対応のための南海トラフ沿いの異常な現象に関する評価基準検討部会について」、事務局から説明をお願いいたします。

○岩村(事務局) 事務局です。

資料1をお手元に御用意願います。

先ほど統括官の挨拶にもありましたように、前回検討ワーキングを踏まえて、また長い 名前で若干恐縮ですが、この表題にあるような検討部会を設置したということで、その御 報告になります。

- 「1. 趣旨」ですが、まさに前回ワーキングの経緯を書かせていただいていまして、2パラグラフ目の「この議論の中で」というところですけれども、ワーキングにおいて具体的な防災対応を検討するためには、各ケースに該当する現象の評価基準を明確にすることが必要であり、さらにこの基準をあらかじめ公表しておくことが、今後、住民、企業等が実際にこれら防災対応を行う上で重要であるという指摘があったことから、この検討部会を立ち上げることになったということが書かれております。
- 「2. 主な検討課題」を載せていますが、これは後ほどもう少し詳しく御紹介いたします。
- 「3.検討体制」ですけれども、裏側を見ていただきますと委員名簿が載っております。 きょうも御出席いただいている山岡先生にこの座長を務めていただいていまして、ほかの 委員はそこに名前が載っていらっしゃる方に参画いただいています。気象庁の南海トラフ の評価検討会や、文科省の地震本部の委員会の方々、昨年度内閣府で開催していた南海ト ラフの調査部会の委員をしていただいた方などから参画いただいている形になっておりま す。また、事務局として、気象庁さんの発表する情報にも大いに関係するということで、 内閣府防災担当と気象庁で一緒に事務局をやっているということになります。
- 「4. 検討スケジュール(予定)」としては、新たな防災対応について、このワーキングで12月ごろに一定の取りまとめを行う予定としておりますので、その進捗に合わせて、

この検討部会としては、11月ごろには基本的な基準の考え方を示したいと考えておりまして、先週、10月17日水曜日に第1回の会合を開催したところとなっております。

続いて、資料2の紹介をさせてください。

今、申し上げました10月17日の部会で、部会の論点ということで配付させていただいた 資料を簡単に紹介させていただきます。

「1. 過去地震の統計データの再整理について」、このワーキングでも何度か議論している過去の統計について、改めて学術の観点で定義をするという論点です。

本丸ですけれども、「2. 半割れケース、一部割れケースの評価基準について」という ことです。

(1) 2つ目のポツに書かせていただいていますが、地震波形、地殻変動データ、津波データ、震度分布、余震分布等、いろいろなデータが入手可能だということで、そういったものの中から、どういったものを使うことで、半割れケース、一部割れケースという評価ができるかというところを御議論いただくという状況になっております。

ちょっと特殊な例として、(2)日向灘の地震の取り扱いということで、前回ワーキングでも少し紹介しましたように、この地域はM7クラスの地震が過去に起こっているということで、そういったことを踏まえて何か言えることがあるかということを御議論いただくということでございます。

2ページです。

- (3) プレート境界型以外の地震の取り扱いということで、大きな地震に結びつく可能性があるというプレート境界型の地震以外の場合、どういう評価ができるか。
- (4) 防災対応実施機関の終了時の評価ということで、過去の統計からすれば、3日、 1週間と時間がたつにつれて発生可能性は下がっていくのですけれども、そういったもの について、実際に起こっている状況を踏まえて何か評価できることがあるかということに なります。
- 「3. ゆっくりすべりケースの評価基準について」も、どういった状況のときにゆっくりすべりと評価することができるかということを御議論いただきます。

3ページです。

「4. 半割れケースまたは一部割れケースとゆっくりすべりケースが同時に発生した際の評価について」、応用問題、複合的な場合、どういう評価ができるかというところを見る

最後、ここも重要なのですけれども、「5. 現象発生後の評価の推移について」、時々刻々といろいろな観測データが入ってくる中で、その時点でどんな評価ができるかというところを実際にリアルタイムで評価していくことを念頭に、何ができるかというところを整理することになります。

以上のような論点について御紹介させていただいて、前回、先週の会合では、いろいろ 自由闊達な御意見をいただいたところでして、科学だけではなかなか答え切れないところ もあるので、そういうところはきょう開催させていただいているこの親ワーキングに御相談させていただかないといけないような事項もあるという御意見をいただいたところで、今、申し上げた議題について検討した結果を、次のワーキングには何らかの紹介をしたいと考えております。

事務局からは、以上です。

○福和主査 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありました検討部会の内容について、座長である山岡先生から何か補足があればよろしくお願いいたします。

○山岡委員 山岡です。

おおむねうまく説明していただいたと思っております。

最後、「自由闊達」という表現も出ましたけれども、メンバーが、昨年の調査部会以外にも、調査委員会とか、気象庁の評価検討会などに出ていらっしゃる先生方も集まっていらっしゃることもあって、第1回はいろいろと意見を出していただきながら、どんなことを決めていくかというところ、ある種の意識の共有化が主なところだったと考えています。

大体方向性というか意識の共有化はできたと思っておりますし、どういう方法を使うかというところも、比較的強い意見の中としては、地震の統計則あるいは統計モデルによる確率評価をベースにしたらいいのではないかという考え方が出てまいりました。そのあたりについてまだ具体的なところまでは前回の会議ではいっておりませんので、そのある種の線引きのところに関して、こちらのワーキングの委員の方々にも御相談するというか、こちらのワーキングに御相談することもあると思いますので、またそのときにはよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御質問とか御意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

平田委員。

○平田委員 難しい宿題を考えていただいたので、ぜひいろいろな観点から議論していた だきたいと思います。

1つだけお願いしたいことが、現在の科学あるいは科学技術ではっきり言えるところはここまでである、ここから先は可能性が幾つかある、専門家を考えることが多いけれどもはっきりとは言えないことがありますよと、そこをここではかなり明確に言っていただきたいと思います。これは、基本的には専門家の判断に任せるべきだと思います。しかし、専門家の間でも意見が分かれる部分と、専門家の間では合意というか、恐らくみんなが思うということの区別は、これは専門家以外にはできないと思いますので、そこはかなりはっきりとしていただきたい。

それに基づいてどういう対応をとるかということはこの会議で議論していただくことで

すが、その前提となることは、現在の科学技術ではここまでははっきりできるというところは、かなり明確に線引きをしていただきたいと、ぜひお願いしたいと思います。

- ○山岡委員 承りました。
- ○平田委員 大変難しいことだと思いますが、ただ、専門家ならば、ここまではかなり明確に言えるというところはあると思うのですね。これは一般の人の考え方とは少し違う可能性がありますので、そこは非常にコアになるところで、専門家でもわからない部分はここにあるというところもはっきりさせていただくと、そのときにどう社会が対応するかということは、今度はまさに対応の専門家あるいはオペレーションに責任を持っている方々がきちんと判断するべきだと思いますので、そこはぜひお願いしたいと思います。
- ○福和主査 山岡委員、よろしくお願いいたします。
- ○山岡委員 はい。
- ○福和主査 そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

多分次回のこのワーキングで具体的な検討結果が出てきて、皆様の御意見をいただくことになると思いますので、まず、この1カ月間の検討を、我々としては見守らせていただきたいと思っております。

次の議題に移らせていただきたいと思います。議題2になります。ここまで検討してまいりました「各ケースの防災対応の考え方」を事務局でまとめていただいておりますので、 その説明をお願いいたします。

○古屋(事務局) 事務局です。

資料3「各ケースの防災対応の考え方」ということで、この資料ですけれども、前回ワーキンググループで、半割れ、一部割れケースで後発の地震の規模が変わってくるのではという指摘がありましたので、それを説明させていただきながら、半割れの避難対象の考え方であったり、一部割れの防災対応の考え方についてお示しさせていただき、御議論をお願いしたいと思っているところであります。

1スライド、こちらは半割れケース、一部割れケースの後発地震について、震度分布をあらわしたものになっておりまして、上のほうが一部割れケースの場合のものになっております。一部割れケースは最初の地震がマグニチュード 7 クラスの地震となるところでありますけれども、この最初の地震では、ほとんどのひずみが解放していないというところで、後発地震としては、最大クラスの地震、マグニチュード 9 クラスを仮定しているところであります。この仮定した場合の震度分布については、右上の地図になっているところであります。一方、半割れケースに関しましては、このスライドの下に書いているものがありますけれども、ここでは昭和と安政の半割れの地震を参考にし、紀伊半島沖を境界に東側と西側がそれぞれ割れるモデルを仮定したところであります。例えば、最初の地震で左下のような地震があった場合、残った領域が全て割れると右下のような震度分布の地震になる。その逆に、最初の地震が右下のような地震であった場合は、残った領域が全て割

れると左下のような地震になるというものになっております。この2つの震度分布について、半割れケースの後発地震として仮定して、右上の最大クラスの地震の分布と比較すると、赤丸とか青丸をそれぞれ比べていただくとわかるのですけれども、震源域付近では、ほぼ震度分布については変わるものではないということがわかります。

2スライド、今度は津波の高さについてあらわしたものになっております。真ん中やや下のところに折れ線グラフがあるのですけれども、こちらは地震により発生する津波の高さを西から東の順に、太平洋側に沿って表示したものになっております。青の線が、半割れケースの後発地震として、左上の図のような紀伊半島より西側が割れると仮定した場合の津波の高さをあらわしている。一方、赤の線は、一部割れケースの後発地震として仮定しました最大クラスの地震が発生した場合の津波の高さになります。なので、この赤と青を比べていただきますと、イメージとしては、赤線の4分の3ぐらいが青線ぐらいになっているのかなと。例えば、黒潮町の例をこのグラフの下に書かせていただいておりますけれども、黒潮町の津波高は、最大クラスですと34メートルで、半割れケースの場合だと26メートル、ちなみにL1の津波ですと大体9メートルぐらいになっておりまして、半割れのケースの場合はL1津波より最大クラスに近いような値になっていることがわかります。

3スライド、今度はその津波の浸水についてあらわしたものになっておりまして、左側が高知市、右側が静岡市をそれぞれあらわしております。上が浸水深分布図で、下が到達時間分布図となっております。それぞれの図の中で、左側が一部割れケースの後発地震、最大クラスの地震と仮定したもの。右側が、半割れケースの後発地震として、紀伊半島より東とか西とかが割れると仮定したものを並べているところになります。結果といたしましては、浸水深については、先ほど御説明したように、津波高が若干変わるので、半割れケースのほうが若干小さいものになっております。到達時間に関しては、それほど変わらないことがわかります。

4スライド、前のページの半割れケースの後発地震として、紀伊半島で分かれるものと仮定してデータを見てきたところでありますけれども、防災対応として半割れケースの後発地震としてどのようなものを考えればよいのかという考え方を示させていただいているところであります。まず、今まで見てきたように、紀伊半島より西側もしくは東側で割れると仮定した地震に関しては、最大クラスの地震と比較して、地震動・津波高については同程度もしくは若干小さいという、今のようなデータが出てきたところであります。その半割れケースの規模のイメージをあらわしたものが、この左側に描いてある赤いラインであらわしたものが想定震源域をあらわして、薄いオレンジ色で描かれたものが最初の地震で割れた領域になっております。この割れた領域に対して、左下のほうに白いエリアが残っていますけれども、これが割れ残った地震発生可能性がある領域とお考えいただければと思います。この最初に割れた領域が、仮に右側の図のように小さかった場合、今度は割れ残った領域、白いエリアの領域が広がりますので、後発地震の規模としては大きくなる可能性がある。つまり、最大クラスの地震に近づく可能性がある。箱書きの一番下に書い

てありますけれども、そのため、半割れケースの防災対応としては、最大クラスを想定して検討することが適切ではないかと考えているところであります。

5スライド、こちらは各ケースの防災対応の考え方ということで、前回のワーキンググループで示させていただいたものです。若干修正は加えさせていただいているところでありますけれども、内容的に大きく変更させていただいている点は、1点、一部割れケースの防災対応の実施期間のところに「防災対応を実施する期間は1週間程度を基本」という言葉、こちらはもともと何も書いていなかったところでありますけれども、この文言を入れさせていただいているところであります。これについては、後ほど改めて資料を提示させていただきたいと思っているところであります。この防災対応の考え方のうち、今回は、半割れケースの住民の対応のところであります避難について、避難の対象はどういう者なのかということを主に御議論いただきたいと考えているところであります。

6スライド、対象として、どういう人たちを考えなければいけないのか、想定しなければいけないのかということで、平成24年8月29日に発表しました南海トラフ巨大地震被害想定によると、この南海トラフ巨大地震の死亡要因としては、津波、建物倒壊、地震火災、急傾斜地崩壊、いわゆる土砂災害がありまして、多くは津波により亡くなると想定されているところでございます。

7スライド、これらの要因について、大震法においてどういうふうな計画と記載されているかというものをあらわしたスライドになっております。この表なのですけれども、左から、国の計画、県の計画、市の計画が並んでいるところであります。津波と土砂災害については、避難勧告等の対象となる避難対象地区として設定されているところではありますけれども、一方、未耐震住宅とか地震火災に関してはそういった避難勧告の対象とはなっておらず、未耐震住宅に限っては、例えば、必要がある場合に安全な場所に避難するという表現になっている。これが現在の大震法における国・自治体の計画です。

8スライド、今回の異常な現象で、津波避難についてどう考えるかというものをあらわしたものになっております。津波に関しましては、この上の箱書きに書いているところでありますけれども、国は、津波避難に対する考え方と避難を検討すべき対象地域の考え方を提示、それを受けて、地方公共団体は、地域における詳細な津波の想定や避難施設の整備状況等から避難の対象となる地域をあらかじめ検討ということが必要と考えているところであります。国が示す考え方はどんなものかということをあらわしているものが、下に書いております。左は津波避難に対する考え方ということで、こちらは前回のワーキングでも何回か示させていただいているところではありますけれども、最大クラスの津波を想定して、明らかに避難が完了できない地域の住民は避難であったり、津波到達までに避難が完了できない可能性がある要配慮者は避難、それ以外は、全ての地域において避難の準備を整え、個人の状況等に応じて自主的に避難という考え方を、国としては示させていただく。また、検討対象地域の考え方として、右側にあるようなものがありますけれども、例えば、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域についても、この指定基準の一つであ

ります、津波により30センチ以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域といったものを検討対象の考え方として示してはどうかと考えているところであります。

9スライド、具体的に津波避難についてどのような検討をするプロセスが考えられるかということを示させていただいたものがこちらのスライドになっております。この上の箱書きに書いていますけれども、地方公共団体は、南海トラフ地震に備えた、津波からの避難や津波避難施設の整備を検討する際に利用している手法を活用し、今回改めてその津波避難が可能かどうか確認していただき、避難の対象地域や対象者を決定することが適切ではないかと考えているところでありまして、下の検討のフローの例を示させていただいております。まず、国が提示する検討対象地域の考え方ですね。そこと地域における詳細な浸水の津波の想定を行い、地方公共団体は独自の検討対象地域を決定する。その後、検討に必要なデータ、避難先とか、避難経路とか、そういったデータを集めたり、避難行動の想定の設定をしたりして、左下に書いているような「津波到達時間」と「避難に要する時間」の比較を行い、その地域が避難できるかどうかということを検討いたします。その結果として、この①、②、③と挙げているものに分類することができると考えております。このような検討を行っていただき、津波の避難について考えていただく必要があると考えているところであります。

10スライド、次に、土砂についての話でございます。地震に伴う土砂災害については、 黄色の上の箱書きの2つ目の○に書いているように、どういう場所で発生しやすいという ことがよくわかっていない。土砂災害による人的被害の発生位置をあらかじめ絞り込むこ とは困難ということが現状となっております。その中で震度階級ごとの斜面崩壊等発生密 度ということで、過去にどういう地震があってどういう震度で崩れたのかということ、こ れはデータとしてはございますので、それを見ると、例えば、東北地方太平洋沖地震です と、震度6弱以上から崩れている場所が多かったというのはわかります。このため、仮に 震度 6 弱以上のエリアを全て避難対象とした場合どうなるかということが言えるかと思う のですけれども、この右が震度分布、最大クラスの地震、マグニチュード9クラスの地震 が発生したときの震度分布をあらわしているものなのですけれども、仮にこれで震度6弱 以上というものを見ると、黄色とかオレンジとか赤のエリアになるのですけれども、すご く広い範囲になり、避難者数が膨大になることが想定され、社会的な混乱が懸念されると いう状況であります。そういったことを踏まえまして、上の箱書きの一番下の○に書いて いるのですけれども、大規模地震発生の可能性、もともと半割れケース、十数回に1回と いうことで、前回、示させていただいておりますけれども、その十数回に1回と、その地 震に伴い土砂災害で命を落とす可能性。地震に伴い、津波は確実に発生するのですけれど も、土砂に関しては住んでいるエリアにおいて発生するかどうかということは確実に言う ことはできない。例えば、南海トラフ巨大地震の被害想定の計算ですと、土砂災害が発生 し得る地域にある家屋1,000くらいがあったとすると、大体それで1人が亡くなられている。 このように蓋然性が低いということを考えると、土砂災害に対しては、個々の状況に応じ

て防災対応をとることを基本とすべきではないかということで、事務局としては示させて いただいているところであります。

11スライド、こちらは、その他、未耐震住宅と地震火災についてお示ししたものになっ ておりまして、こちらは両者とも先ほどの大震法の計画で見たところ、避難勧告の対象地 区にはなっていないというところでありまして、地震発生の可能性を踏まえると、大震法 と同等かそれ以上の防災対応をとることは難しいのではないかと考えているところであり ます。耐震化に関しては、今のところ、全国で82%が進んでいるというところであります が、2割ぐらいがまだ未耐震ということで残っているところであります。また、左下のほ うでグラフを示しておりますけれども、こちらは、計測震度と全壊率の関係ということで、 どれぐらいの震度から未耐震住宅が崩壊してしまうのかということをあらわしているもの になります。未耐震住宅が赤とオレンジの線になりまして、木造が上、非木造が下なので すけれども、木造のほうに注目していただくと、計測震度5の後半ぐらいから全壊が起こ る可能性が出てきます。ちなみにこの後半というのは大体震度 6 弱になるのですけれども、 仮に震度6弱以上の未耐震住宅に関して、この南海トラフ地震の被害があるエリアで避難 させた場合、どれぐらいの避難が想定されるかというと、700万人程度の避難ということが ざっくりとした算出になっておりまして、これを考えると、避難してくださいということ はこれも厳しいのかなと考えているところであります。なので、未耐震住宅に関しまして は、自宅が耐震化されておらず不安な方については、必要に応じて、知人宅等安全な場所 への避難を促す方向で整理させていただいているところになります。一方、地震火災に関 しては、右で書かせていただいているように、この南トラ地震情報により、火気器具や電 熱器具の使用を控えることによって火災の発生を抑えることができると考えられるので、 特に避難の対象とはしないと考えているところです。

12スライド、今度は一部割れケースの防災対応の話になりますけれども、こちらは前回の自主避難について、つめたい対応ではないかといった御意見がございます。また、一部割れについても期間を設けるべきだという御指摘があったところでありますので、整理を改めてさせていただいたところであります。防災対応について、真ん中付近に書かせていただいていますけれども、一部割れケースの大規模地震の発生可能性等を踏まえ、住民や企業は、個々の状況に応じて、とるべき防災対応をあらかじめ検討することが必要。住民や企業は、日ごろから地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることとして、あらかじめ検討した防災対応を実施することを基本に、必要に応じて避難を自主的に実施いただく。自主的に避難を実施する住民は、知人宅等への避難を基本とし、それが困難な場合、市町村は避難先の確保等、必要な対応を実施。国に関しては、必要な防災対応を検討することができるよう、ガイドラインを提示するとともに、例えば、避難先となり得る国所有の施設の提供を関係機関に要請する等、国としても必要な環境整備に努めるということが防災対応として考えられます。最後に、対応期間の話でありますけれども、こちらは、前回は特にお示ししませんでしたけれども、自主的な避難が想定されるということがありま

すので、あらかじめ防災対応の期間を、半割れケースと同様に1週間程度ということで決めておくのはどうかと考えておるところであります。

13スライド、こちらは、前回ワーキンググループでお示ししましたけれども、住民や企業のどのような対応が今後想定されるかということをお示ししたものを、再度、掲載させていただいております。日ごろからの地震への備えというところ、個々の状況に応じた防災対応の例としてはこのようなものがありますということで、改めてお示しさせていただいています。

14スライド、これは今までそもそもどこまでが、防災対応を検討する地域なのかということを明確に議論させていただいたことはないので、このスライドで御議論いただきたく示させていただいております。まず、箱書きの黄色の部分の上に書いてありますけれども、地域は、震度6弱以上が想定される地域です。例えば、左下の南海トラフ地震防災対策推進地域があるのですけれども、ここでも指定基準として震度6弱以上の地域がありますけれども、これと同様に、震度6弱以上が想定される地域を、南海トラフ地震で著しい被害が生じるおそれがある地域として、防災対応をとることが必要ではないか。この対象地域内における県とか市町村や、地震に伴い社会に大きな影響を及ぼす可能性がある等、大震法により地震防災応急計画策定が求められている企業、これはどんな企業かといいますと、右下のほうに書かせていただいておりますけれども、病院とか、劇場、百貨店等々の企業、これらの企業を基本として、防災対応の確実な実施が必要ではないか。ただ、一方、その他企業においても、ちゃんとガイドラインを踏まえて、個々の状況に応じて、ちゃんと防災対応を検討することが必要ではないかと考えているところであります。

以上で、資料3の説明を終わらせていただきます。

(尾﨑委員、入室)

○福和主査 どうもありがとうございました。

一通り、各ケースについてどういう考え方でまとめていくかという案をつくっていただいております。委員の皆様から忌憚のない御意見をいただければと思います。

いかがでしょうか。

川勝委員、お願いします。

○川勝委員 御説明どうもありがとうございました。静岡県です。

ご説明の最後のほうですが、自主的避難の防災対応期間、いわゆる受忍期間の1週間というのは、私どもが関係者等にヒアリングをして、3日~1週間ぐらいが適切だというのが結果で、この点を取り入れていただいたものと感謝します。

次に6ページに、平成24年8月29日発表の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの第1次報告をベースにして、四国地方、東海地方が、M9クラスの巨大地震で津波による死亡想定が、四国で13万、東海地域で23万となっています。これ以降、L1とL2の両方に対応する形で、静岡県では平成25年から地震津波対策アクションプログラムを実施し、2000億円近く既に投じ、津波対策を講じています。静岡県だけで10万余りもの想定死亡数

になっていますが、少なくともその3分の1は減っております。

次に、犠牲者の減らし方に静岡方式というものがございます。静岡県は506キロほどの海 岸線のうち200数十キロに、人がお住みになり、産業が立地しており、それぞれの地域に応 じた津波対策を講じています。

一律10メートル以上のコンクリート壁を造るということはしていません。伊豆半島、遠州灘、駿河湾など、個別の地区ごとに地元と徹底的に話し合う。そこで定まった方式を講じるのが静岡方式です。最近、環境共生学会から賞までいただきました。

例えば、袋井ですと命山をつくる。掛川ですと森の防潮堤をつくる。伊豆半島ですと、伊豆は13の市町がありますが、海岸線で集落ごとに50くらいの地区に分け、そのうち20くらいの地区では既に合意ができました。それは、防潮堤を造ってほしくないというもので、そのかわり避難ルートを明確にして、ソフトで対応したい。伊豆には観光でたくさんのお客様が来られるので、海と遮断しないというのが地元の意向で、伊豆地域特有の津波対策方式です。浜松では、セメントと砂利と砂をまぜたCSG工法を用いた、非常に強固な13メートルの命の丘を17.5キロにわたって造成中で、あと1両年で完成します。このように対策は、地域によって違いますが、これが静岡方式です。これから全国で津波対策を講じられるときには、地元と徹底的に話し合わないと、最終的にでき上がってくると地元と強烈な対立が起こる。ぜひ参考にしていただきたいと思います。

また数字はひとり歩きするものですが、平成24年に想定犠牲者数を出されてから既に6年経過しております。最新の想定ではどれぐらいなのかということを出していただかないと、数字で怖がる人がたくさん出てきます。

避難対象地域について定めておくべきであることはそのとおりだと思います。津波浸水域、30センチで死ぬと書かれております。浸水域が何メートル以上のところはあらかじめ避難しなさいとか、あるいは、土砂の災害の特別警戒区域については3日~1週間の期間で避難すると決めるなど、避難対象地域は国のほうで明確にしてくださるとありがたい。

それから、避難対象の人々についてですが、要支援者とか、福祉施設がございます。そ うしたこともあらかじめ書いておかれるといいと存じます。

避難場所についての環境整備もやらなくてはいけませんが、費用が生じますので、費用 負担についてもガイドラインで目安を示していただくと、やりやすくなるということもご ざいます。

差し当たって、感想方々、意見を申し述べました。

○福和主査 どうもありがとうございます。

事務局のほうで答えられるものがあれば、お答えいただければと思います。

○髙橋(事務局) まず、被害想定につきましては、この後、24年に被害想定をした後に、 国で基本計画を南海トラフではつくりまして、今、いろいろ都道府県さんでもやられてい るような対策を盛り込んで、南海トラフの対策の推進をしていることになっていますが、 ちょうど基本計画自体が10年間の目標期間を定めて減災目標を定めている形になりますの で、本年は中間的な年ということで、フォローアップをさせていただいております。その中で、必要なデータにつきましては、フォローアップをさせていただいた上で、必要に応じて公表させていただくという形を考えております。

避難対象地域につきましては、現時点で事務局で案でお示しさせていただいているとおり、津波については、一定程度の考え方で、地域の中で対象地域を決めていただく形にさせていただいておりますが、土砂につきましては、非常に可能性が広範にわたることと、現在の土砂災害、地震に伴う土砂災害が、どういう地質、地形で起こり得ることが高いのかというところは、なかなか明示的に言えないということもありますので、基本的にはそういった危険性について行政で御提示させていただいた上で、それぞれの地域の中でどういった対応をとるかを考えていただく。最初から対象地域を決めるということではなくて、そういった形で御提示させていただいているということでございます。

そのほか、ガイドラインの内容につきましては、いろいろな御意見をいただきながら充 実させていきたいと思っております。

○福和主査 よろしいでしょうか。

今のお話ですと、対策効果を考慮した被害については、5カ年の中間の評価の中で、ある程度のものは出てくる可能性があるだろうということ。

もう一つは、土砂災害については、まだメカニズムそのものが余り明解になっていないところもあって、現時点ではっきりとした形での避難対象が定めにくいというところもどうもありそうですから、これは今後の課題として残ってくるのかなと、今の説明からは理解いたしました。

そのほか、いかがでしょうか。

清野委員。

○清野委員 今、土砂災害が出てきました。その関係で、10ページの震度階級ごとの斜面 崩壊等発生密度ということで、ぱっと見ますと 6 弱が閾値になっているのかなという感じ はするのですが、これもそうですし、11ページの左のフラジリティもそうだと思うのですけれども、基本的に半割れケースということで、半分割れたときにダメージを受けていることがあると思うのですよね。だから、恐らく個々の状況に応じて対応してくださいといったときにはこのデータが出て、それをもとに個々の対応をするという形になるとは思うのですけれども、少なくともこれよりももうちょっと左側に寄るようなことになるであろうという情報は流したほうがいいのではないかと。

今回も、北海道は台風の影響でああいう地すべりが大きくなったという可能性も否定できませんので、ああいう複合災害もございますので、これは最初に起こったときの統計であって、雨が降ったとか、あるいは一回起こった後はもうちょっと弱くなるという情報は出しておいたほうがいいのではないかと思います。

○福和主査 ありがとうございます。

今、事務局は、一律の避難の対象という形は、今は対象にしないという案にはなってい

るものの、それぞれの自治体等で解説するときには、今、清野委員がお話しになったように、何度も揺れているという影響とか降雨の影響は頭に入れながらアナウンスメントをするべきではないかと、そんなことでよろしいでしょうか。

- ○清野委員 はい。
- ○福和主査 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。矢守委員。
- ○矢守委員 御説明ありがとうございました。

2点ございます。1点目はコメントのようなもので、2点目は質問がございます。

1点目ですけれども、例えば、今回の資料の5ページあるいは12ページなど、ほかにもあるかもしれませんけれども、「警戒レベル」という言葉が何度か登場いたします。これは前にも同じようなことを申し上げましたので繰り返しになりますけれども、今回のこの情報については、特に一部割れのケースはもちろん、半割れのケースにおいても、はっきりとした揺れというか、あるいは被害がない中で、1週間以内程度をめどに、非常に確率的には高まっているリスクに事前に備えるという社会的な体制をどういうふうにとるか、あるいは一般の方々に理解していただくかということが肝になるのではないかと考えています。つまり、半分ぐらいは日常生活を続けているのだけれども、半分ぐらいは警戒モードにあるという状態を、人に応じてそのレベルを変えながら適切にとっていただくということをコモンセンスにすることが一番重要だと思っていますので、この「警戒レベル」という言葉とか、それを下げるとか上げるという表現は、非常に重要なキーワードだなと思います。

もちろんその点に関連しますが、2点目、質問は、9ページに半割れケースにおける避難の検討というトピックが出てきまして、ここに全住民が明らかに間に合わない地域というものがあるのですけれども、半割れケースにおいては、ラフな計算では、津波がやってくるスピードはそれほど全体の場合と比べて変わらない。高さについては、3分の2ぐらい、ラフに言うとそのぐらいかなという御説明がございましたけれども、今、高知県にせよ、静岡県にせよ、各市町村その他も含めて、全体が一挙に割れることを念頭に、しかし、一人の命も落とさないという目標で避難場所が設定されたり、あるいはタワーができたりという活動が進められている中で、言い方は難しいのですけれども、それこそ机上の計算では、例えば、高齢の方の歩行速度を健常者の3分の2にするとか2分の1にするとかという机上の計算では、かなりの地域が、全住民が明らかに間に合わないどころか、間に合うという状態が現在つくられつつあると思います。ただ、一方で、もうちょっと実質を踏まえると、夜だったらどうするのかとか、健常者の3分の2なり2分の1の速度では明らかに歩けない方もたくさんいらっしゃるわけで、あるいは、健常者であっても、そのときけがをすれば歩けなくなるわけでして、そういったことを考えると、この①のような地域は、実質的にはあり得ると思うのですけれども、理論的にはゼロに近づけていっていると

ころだと思うのです。それとの整合性が私はよくわからなかったので、どういうケースを この①で念頭に置いておかれるかをお聞きしたかったのですけれども、もし的外れなこと を言っているようでしたら申しわけありません。

○福和主査 ありがとうございます。

先ほどの川勝委員からの御指摘と共通するところもあって、対策効果が大分あるはずだけれども、その状態にあって、この①はどういうものを対象にしているのかということだと思いますが、いかがでしょうか。

○髙橋(事務局) 事務局でございます。

矢守委員がおっしゃるとおり、これまで津波避難タワーとか防潮堤等々で対策を進められてきていることは重々承知しているところであります。

そういった対策を一生懸命進めていただいているところについては、恐らく①は多分出てこない。多くの地域は出てこないとは認識しております。ただ、※もそのページに書かせていただきましたし、先生からも御提案がありましたように、例えば、夜だけはどうするかみたいなところも当然あるでしょうし、高齢者の方でも、普通に歩ける高齢者の方と、もう少し支援、サポートをしなければいけない高齢者の方もいらっしゃる。それは②になってしまうのかもしれませんけれども、そういったところは地域の状況をしっかり見ていただいて、今まさに突発地震に対する対策が地域の中でどこまで進んでいるかという共通認識をとっていただいた上で、この情報が出たときに、もう少しこういった防災対応、避難をする・しないということを、地域の中であらかじめもう少し議論していただきながら検討していただいて、いざ情報が出たときにはどう対応するのかということを深めていただく上で、余り①はないかもしれませんが、概念としては当然あり得ると思いましたので、掲載させていただいたと思っています。

- ○矢守委員 わかりました。ありがとうございます。
- ②で高齢者をフィーチャーしているので、それ以外の方についても、避難が困難な、あるいは、逆に言うとこの情報を生かして早目に逃げていただくことが有効な方もいらっしゃるということが多分ポイントなのだと思いますので、もしかすると全住民が明らかに間に合わないという表現といいますか、それは微修正してもいいのかもしれないなと思いました。意味はよくわかりました。
- ○福和主査 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

橋爪委員が最初でいいでしょうか。

○橋爪委員 土砂の話に戻るのですが、確かにどこが地震で崩れるかということがわからないというのはよく理解したのですけれども、津波の場合、今、お話があったように、要援護者の対応も含めて分けて考えているのに、土砂だけ丸々地域で考えましょうというのは、さすがに大ざっぱかなという印象を私は受けました。少なくとも、土砂災害の危険ながけ地、警戒区域にある、例えば、高齢者施設等は特別に考えるべきではないかと思いま

す。これは雨ですけれども、過去の台風、平成28年台風10号もそうでしたし、急傾斜地に 高齢者施設があるという実態はかなり知られていることなので、もう少しそこは丁寧に見 る価値があるのではないかと思いました。

○福和主査 どうもありがとうございます。

これは大切なコメントのような気がします。まずは、そのコメントをお受けするということでよろしいでしょうか。

- ○髙橋(事務局) はい。
- ○福和主査 そのほか、いかがでしょうか。 田中委員。

〇田中委員 若干半割れの議論が続いている中で、幾つか重要な御指摘をいただいたと思います。先ほど冒頭にありましたように、若干前回一部割れについてコメントをさせていただいた責任上、コメントをする必要があると思いまして。

自主避難で、感覚的にはケース1、半割れについては、避難困難地域、今、津波系のものが挙がってきていますけれども、それについては避難勧告ということ。その他は、通常の日常生活を継続ということになります。

一部割れについては、一部割れというか、マグニチュード7クラスが発生した場合、これはかなり幅があって、なおかつ、統計的にも一段落ちていくということで、恐らく強い制度は提示できないというのは、恐らくそのとおりなのだと思います。その一方で、今、矢守先生がおっしゃったように、何とか情報は使える部分は使ったほうがいいねということがあることも事実だと思います。そういう意味で見てみると、実は前回申し上げたのは、「自主避難」という表現がぽんと出てきているというので、2つ違和感を持ったということです。「自主避難」というのは、ある意味、法定上ない言葉ですよね。そういう面では、ここで使う以上、制度的な担保がちゃんと議論されないと、極めてある意味では制度的な裏づけがない行動を住民にただ投げていると映るということです。

2番目は、当然そういう情報を活用するという意味で、安全サイドの公表に対しては、 推奨、促進をすることはあっても妨げるものではないと思います。一つ、そこの制度設計 は要るよねという気がしています。ここで具体的に言いますと、基本的に日本の防災対策 は災害固有の制度をもちろん用意していますし、それ以外にも、規制を強化したり、規制 を緩和するという手法でいろいろな制度がとられてきた。その多くの制度が災害の発生ま たはおそれという縛りの中で動いていくことになります。

前回ちょっと引っかかったのは、このケース1は、ある程度、災害が発生している。あるいは、おそれということで勧告が出ているという状況の中で動いていくシナリオになりますが、ケース2については、若干そのおそれというところでも読み込めない部分がたくさん出てくるはずです。そうすると、少なくともここでは、2つの避難、自主的な避難という表現、それから、日常の備えということを呼びかけるという大きなスタンスになっておりました。もしそうであるならば、この2つに対しては、ある程度、その行動をとって

いただけ得る環境をやはりとるべきだと思っているということです。

例えば、避難というものでやると、市町村は避難所をつくりなさいと書いていただいていますけれども、例えば、物資の供給についてどうするのかとか、逆に言うと、ここでは個々の要配慮者施設をどうするかとか、個々の制度まで踏み込むという時間的余裕はないと思っていますので、そういう面では、ここに新たに国は必要な環境整備に努めるということを記載していただいたということで、一定の進歩があったかと思います。

その一方で、具体的に書いていただいたのはありがたいのだけれども、避難先となり得る国所有の施設の提供は、逆に例示されることによって、何となくほかの制度設計に対して若干弱くなっている気もするなという印象があります。

そういう面では、私の発言の趣旨はそういうことで、最終的には国が必要な環境整備に 今後も努めると言っていただいているので、それはそれでここの場としてはよいのかなと いう気がしております。

○福和主査 ありがとうございました。 尾﨑委員。

○尾崎委員 一部割れのケースについて、さっき先生がおっしゃったことについて、私も 大変賛成でありまして、避難は自主的に住民がするわけでありますけれども、住民が自主 的に避難するとき、全部知人宅だけで済む人ばかりではないので、例えば、見寄りのない 高齢者の皆さんとかもおいでになる。

そうするとどうなるかというと、現実問題として必ず自治体は避難所を開くということになるだろうと思います。国が必要な環境整備に努めるとありますけれども、地方自治体も環境整備に努めるべしと入れていただくことが大事で、あとはガイドラインでどう書くかといいますか、ガイドラインの中身をどうしていくかというところで、またよき塩梅のところで調整をいただくことなのかなと思います。

あと、土砂災害の件について、レッドゾーンで、何々の条件がかぶさっているときとかまでは言えないものですかね。ちょっと難しいのでしょうかね。大分土質とかにもよるのかもしれません。ただ、この間の北海道の一斉に土砂崩れが起こったあの映像はかなり衝撃的で、津波に備えていく中で、山際の皆様で不安が高まっているのも確かであります。そういう中で、何らかの特出し、さっき橋爪委員が言われた危険な地域で、かつ、要援護者の方がおいでになるところとか、一定の要件をかけていきながら、何らかのガイドラインを示していただく、指針を示していただくということはあり得るのではないかと。また御検討いただければ幸いでございます。

○福和主査 どうもありがとうございます。

両委員からのお話は、自主避難の話とか日常の呼びかけについて、それなりに行政側で何らかの環境的な整備も含めた支援はちゃんとするようにということだったと思います。

もう一つは、土砂災害のことについては、確かにおっしゃるとおりで、びしっとは言えないものの、こういう条件だと土砂災害が起きやすいのだという、参考資料のようなもの

だけでも出しておいたほうが、住民の判断はしやすいだろうと思います。ですから、びしっとガイドラインに書くことはできないにしても、土砂災害が過去に起きてきた、起きやすい条件の整理ぐらいはしておいていただいたほうが、先ほどの清野委員の御指摘もありますので、好ましいかなとは感じます。

○髙橋(事務局) 事務局です。よろしいでしょうか。

恐らく、土砂災害が起きやすいと一般的に言えるほどのものがあるかどうかはありますけれども、過去にこういうところで起こっているとか、こういったところが過去の地震の土砂災害として事例がありますということを含めて、検討いただくための参考となるような資料なりデータは、ガイドラインでできる限り掲載するような方向で考えたいと思っております。

○福和主査 過去に起きたものの斜度とか、あるいは土質の特徴みたいなものとか、降雨 状況とか、それだけでもまとめておけば、ある程度参考になるのではないかと思います。 平田委員、どうぞ。

〇平田委員 半割れのケースにまた戻らせていただきますが、11ページで資料がまとめられております。

未耐震の住宅にいる人に対して何かをする必要があるということは、この資料のまとめ 方だと大震法においてもやらないのだから、もっと曖昧な状況ではできないという御判断 と理解しました。

質問は、大震法のときになぜ未耐震にいる人に対する一定の避難の呼びかけなどをしないのかということは、私は知らないので単純に質問ですが、多分何か理由があるに違いないと思います。

それでも、先ほどの土砂災害に比べても、明らかに未耐震のところで震度6強になれば多くの人が亡くなる、倒壊するということは、データによっても裏づけられているわけですから、それを避難勧告と言うか、避難指示と言うか、何と言うかは別としても、もう少し明確に危険であることを言う必要があるのではないか。

一方で、国は耐震化をすることに対して、行政的なインセンティブを与えているわけですから、つまり、ちゃんと耐震化している人は逃げなくていいけれども、耐震化していない人は逃げないと危ないということは、明確に言う必要があるのではないか。

最後のところで、日ごろからの呼びかけというところに、3日後に地震が来るといったときに、今さら耐震化をしても間に合わないかもしれませんけれども、必ず地震が来るとは限りませんから、それでも耐震化をそこから始めても私は役に立つと思うので、日ごろからの呼びかけの例としても、耐震化をすることは明示していただいたほうがいいのではないかと思います。

最初の部分については理解していませんので、もし何か事務局からコメントがあればお 願いします。

○福和主査 まず、前半のもともと大震法で耐震化されていない家屋に対して何も呼びか

けていなかったのはなぜかという問いです。

○髙橋(事務局) 事務局です。

大震法の制定当時にどういう議論だったかを調べたのですが、明確になぜそこが対象に なっていないかという記録が、現時点では把握できておりません。済みません。

ただ、想像するに、先生がおっしゃったように、一方では耐震化を進めていこうという中でありましたので、耐震化を進めていく中である程度解消を図っていくことを軸に考えていたのかなとは思っております。先生がおっしゃったように、未耐震の住宅について危険性があることについては、ガイドラインの中でもしっかり日ごろからの備えという形になるかどうかはありますが、そういった危険性があることを御提示して、その上でしっかり判断していただけるような形にさせていただきたいと思います。

○福和主査 多分一斉に避難のような呼びかけではなくて、耐震化されていない方々にき ちんと呼びかけを行うということで、取り扱い、むしろ避難よりもまずは先に耐震化をし なくてはいけないよということを強く呼びかけるという事務局の立場ではないかと思いま す。

どうぞ。

○大林委員 2点ございます。

半割れの場合の企業の対応について、要するに、後発の地震で被災する地域にある企業、例えば、ライフラインとかであれば、危険であったとしても事業継続をしていただくことが社会の要請としてあろうかと思うのですが、企業によっては、例えば、被災する可能性があるならば、むしろ幾つかの事業あるいは全部の事業を1週間ほどとめてしまうということもあろうかと思います。むしろ出勤しなくてよい。これで、その地域であったり、家庭であったり、むしろ勤務時間中に発災した場合の強みになることはあろうかと思います。それは企業によって違うと思いますので、その辺は何でもかんでもとめてしまうと逆に問題があろうかと思いますから、それは判断が難しいところですが、選択肢の一つとしてあると思います。

それから、不特定多数の方がいらっしゃる可能性のある事業ということで、百貨店とか、 例が挙がっているのですが、昨今の状況ですと、例えば、ショッピングモールは、被災し た時点でも避難する場所としても、むしろそちらのほうが人出が多くなっている。

ただ、事業の形態を見てみると、百貨店とかホテルは正社員の方がたくさんいらっしゃるのに比べて、ショッピングモールは、実際にそこに来ておられる不特定多数の方を誘導したり守ったりする立場の方は、オーナーとは違う会社のアルバイトの方が主という形になって管理的に弱いところがあります。聞いてみると、百貨店とかホテルに比べると、防災のためのふだんの準備も、比べるとまだやや弱いかなという印象を私個人は持っていますので、具体的に挙げる事業者の名前の中に、例えば、商業集積施設といったところを入れる。そこは恐らく後発の地震の可能性があるということになると、買い出し、買い占めとか、そういうこともあるだろう。また、人出がふだんよりもふえるということもあろう

かと思いますので、少しガイドラインに書く内容もあるのかなと思います。

○福和主査 ありがとうございます。どうぞ。

○川勝委員 関連して1つ。

異常な現象が観測された場合の住民の対応についての議論のうち、今、大林先生から企業の対応に関して御発言がございました。5ページに、企業の対応、半割れ、一部割れ、ゆっくりすべりケース、いずれも警戒レベルを上げると書かれております。

ここでも基本的に事業体は業務や営業を継続することが前提にされています。私どものヒアリングの結果も、営業、業務は継続するというが結果でございます。動転した行動はとらないというのが企業の御判断です。もちろんそれは日ごろ防災対応をして、ソフトの力をつけていることが前提ではございます。事業を継続するというヒアリング結果について申し上げておきます。

○福和主査 どうもありがとうございます。

先ほどの大林委員からのお話は、14ページのところの大震法の指定する対象の表現が、 大震法制定時と今とではちょっと時代が変わっているので、この表現のところも少し検討 してはどうかという趣旨だと思いますので、今の時代として何が必要かは事務局でも検討 していただくといいかなと思います。

鍬田委員、お待たせしました。

○鍬田委員 いろいろな御意見をいただいている中と観点がずれているが、現在の南海トラフの想定域というのは、以前に2連動とか3連動とかの想定域よりもかなり内陸にも海にも広い範囲がすべるという想定になっていると思うのですね。かつ、今回の半割れと言っているものは、それの西側だけ、東側だけが広くすべるとなっています。地震の尤度から考えると、一昔前に話したような南海・東南海の2連動・3連動のようなところがすべる場合を考えた方が、対応としてやりやすいのかなとは思うのですよね。理解がずれているのかもしれないのですけれども、2連動・3連動の想定域が一部割れや半割れのどれに相当するのかもわからないので、教えていただけませんか。

○福和主査 最大クラスのものを半分ずつにするのでは大き過ぎるのではないかというコメントだとは思うのですが、そのほかの結果をまだ今は持ち合わせていない部分も、事務局としてはあるのだと思います。

事務局からの回答を。

○横田(事務局) もともと半割れで発生する地震もかなりエリアが広くて、M8.5を超える大きなものです。そういう意味では、9クラスに近いような地震。そのような地震が起きたとき、例えば、地震のエリアについて、現在、8.5を超える地震は大体揺れの大きさがほとんど同じぐらいになるだろうということで、最大クラスの震度の分布を検討した。そういう意味で、震度分布はおおむね同じ程度ぐらいを想定することでどうだろうかと、現

在のきょう提示した資料のベースにしております。

津波は、これはスケーリングがそのまま適用されて、すべり量が大体3分の2強ぐらいになりますが、やや小さくなる。その分を計算して示したものが先ほどの資料の中にある赤線と青線なのですが、それでもかなりでかいので、そういう意味で、最大クラスに近い、いわゆるL1と思われる波よりも最大クラスに近い波なので、そちらのほうを想定する形で対応したらどうかということで、今、示させていただいているということです。

○鍬田委員 最大の対応をしていたら大丈夫だという考え方も一つかとは思うのですけれども、逆に、ある程度尤度のような考え方も必要なのかなと思っていて、これまでの2連動、3連動の震源域というと、すべり域が小さくなるので、それが今も話している一部割れと半割れの中で、どういう位置づけになるかというのを整理しておいていただくとうれしいなと思います。

○横田(事務局) もう一つコメントをしておきますと、過去の地震で、我々が知っている地震、宝永以降の地震だけで整理してみると、個々の地震ごとには、揺れの分布とか津波の高さはそれぞれに異なる。そういう意味で多様性がある。今、御質問されたのは、過去の地震をあわせてみたものということで、かつて過去5地震という言い方をしていましたが、5つの地震の最大の震度分布を重ねて一つの想定にしている。津波も過去の5地震の最大のものを重ねて一つの想定にしているということが、以前のものです。

ただ、東北地方太平洋沖地震を受けて、もともと多様性のある南海トラフの中で、次の地震がどのようになるのかという最大クラスを検討した背景を踏まえながら、今回、それで半割れとはいえ、8.5を超えるもので、そういう意味で、先ほどの整理の中で見ると、マグニチュード8.5を超えている。そういう意味で、地震動についても、過去の震度分布に基づく対応ではなくて、想定される最大のもの。それから、津波についても高いほうのものということで示させていただいている。過去の事例がこうだったということを参考に示すことについては、問題はありませんが。

○福和主査 川勝委員、お願いします。

○川勝委員 鍬田先生の御疑問はもっともなことです。国民は東海地震・東南海地震で2連動、南海が入って3連動という形で理解してきました。東日本大震災が起こって、マグニチュード9という南海トラフの巨大地震を想定することになりました。それと、東海・東南海、南海を入れた3連動との関係はどうなのか、というのが鍬田先生の御質問なのです。

私の記憶では、東海地震がマグニチュード8、東南海で連動すると8.5、南海まで入れる3連動ですと8.7ぐらいという数字が出ていたかと思います。そうすると、東海と東南海で東の半割れ、南海だけだと西の半割れ、3連動ならば南海トラフと説明すれば、鍬田先生のほか、ほとんどの一般国民、静岡県民も、従来の東海・東南海・南海の地震と今回の区分との違いがわかりやすい。いま議論している最大クラスと、3連動との関係はと言われると、すぐに答えは出てこないようなやりとりをされているので、整理をされたほうがよ

いと存じます。

- ○横田(事務局) 整理します。
- ○福和主査 ありがとうございます。

少なくとも参考資料の中に、過去の地震による揺れはこのぐらいであって、今の揺れは こういうものを使っているという比較はあったほうが。

〇山岡委員 最大クラスを考えるときの基本的な考え方は、東北地方太平洋沖地震で改め て確認された地震学的知見であって、特に津波に関して言うと、海溝付近で大きなすべり があったときにどうなるかという問題です。

南海トラフの従来の3連動も含めて、それについては、トラフ付近の大きなすべりは特に考慮はしていなかったけれども、平成23年の最大クラスの検討においては、そこも考慮に入れて、津波の高さを計算したのですね。ですので、トラフ付近の大きなすべりについては、半割れの場合であっても、半割れの最大クラスという言い方になるかもしれませんけれども、半割れの場合でもそこを無視するのはよろしくないと思うのですね。それは東北地方太平洋沖地震で得られた知見をまたもとに戻してしまうようなことになるのです。

だから、事務局で出していただいたのは、ある意味、半割れの最大クラスみたいなイメージで出していて、特にこれについては委員会で議論してはいないのですよね。半割れの最大クラスだとどのぐらいになるかということを多分計算されたのかなと私は理解していますが、それでよろしいですか。

○横田(事務局) もともとのほうは長くなるので、最大クラスを想定する震度をどう考えるかというと、震度はあるマグニチュード以上になったら一定の数値で高どまりするといいますか、飽和します。その飽和するマグニチュードはおおむね8.5ぐらいということがわかっているので、そういう意味で、今回のMから見て8.5という、最大クラスのものをそのまま置いて計算した。

津波のほうは、スケーリングで、今、山岡委員から言っていただいたように、海溝でも含めて同じようなすべりをする。ここにスケーリング則といいますか、過去の地震からわかるものの比例関係を入れて見ると、今回の計算になって、もとの3連動のときに比べると、海溝沿いも深い場合も、日向灘のほうも含めて広い範囲が破壊する。そういうものを想定しています。

東海の地震の想定のときには、もともと海溝沿いの大すべりを想定して検討したものですから、そういう意味では、比較的イメージのものになっているかと思うのですが、誤解がないように、過去のものとの違いがはっきりわかるように御説明できるようにして提示していこうと思います。

- ○福和主査 そろそろ次へ行かないといけないのですけれども、短めにお願いしてもいいですか。
- ○田中委員 地震学的な発想もあれば、この場の議論を聞いていても、今回の検討とは何

なのかという位置づけが若干ずれてきてしまうと思いますね。もともと東海地震対策があって、その後に東南海・南海の個別の地震対策があって、宝永の被害想定をやり、2011年で巨大想定をしている。でも、そのときに残されていたのがこの半割れとか一部割れだということで、今回、これをやっているというその位置づけを明記しておいていただければ。

もう一つ、ガイドラインで企業対応を考える上で御留意いただきたいのは、半割れの場合には被災を受けている地域がある。そこに対する物資供給が生命を守る上で極めて大事だというところだけ御留意いただければと思います。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

今の議論は、多分ここでやり始めると無限ループになってしまいそうですから、一回ここで引き取らせていただきたいと思います。

問題としては比較的大切なことで、半割れのときに残っている地震は、トラフ軸も含めて、最大クラスの地震が来ることも頭に置きながら検討するという立場で今はまとめられていますが、一方で、そうではないケースもたくさんあるはずなので、それについては誤解を受けないように、参考資料の中のような形で、判断をできる資料は必ずつけておかないといけないのだと思います。

防災対応はどうあるべきかというとき、命を守るということと社会を維持するということのどちらで考えるべきかは、考え方を一致させるのか、変えるべきなのか、そこも含めて少し事務局サイドで整理をしつつ、次回、ここで再度議論をさせていただくということにさせていただくことでいいでしょうか。とりあえず、半分でやる以外の評価結果も持ち合わせていないということもあって、現時点ではこの案で進みつつあると御理解いただければと思います。

もう一つ、大事なテーマが残っております。議題3「本ワーキンググループのとりまと めイメージ」について、事務局から御説明をいただきたいと思います。

尾崎委員がそろそろ出ないといけないということですから、やりにくいかもしれませんが、先に意見を伺った上で。

○尾﨑委員 大変申しわけございません。お許しいただきたいと思います。

多分そういう御検討になられると思うのですけれども、この資料4と資料5について、 1点、まず質問なのですが、資料5の3ページ、6にありますように、基本的方針を定め、 計画と基本となるべき事項等を定めると書いてあることと、この7ページにあるガイドラ インは別物なのでありますよね。違うのですよね。この基本的方針とか計画の基本となる べき事項等は法律事項で、その法律に基づいてガイドラインを別途より詳細版としてつく る。そういう構成ということでよろしゅうございますね。

- ○林(事務局) はい。
- ○尾﨑委員 わかりました。

この資料4の1ページにあります、12月ごろにワーキングの一定の取りまとめ、方向性

等について取りまとめをして、今度、それぞれ政府におかれて制度等についての検討を進めていかれるという大きな方向性については、私もごもっともだと思うところでありますけれども、ぜひ3点でありますけれども、この点をお願いできれば幸いだなと思いますのは、31年になって以降、政府において検討されるこの制度等について、検討されるに当たって、その1、応急対策活動要領の検討とぜひ並行的に行っていただく必要があるのではないか。応急救助機関が半割れのケースにおいてどう行動されるか、一部割れケースにおいてどう行動されるかによって、各自治体の動きも変わってくるといいますか、特に半割れのケースなどは、大いに応急救助機関の助けをかりないと、実際の運営はできないということになるのではないかと思います。ニーズが十分にくまれない。例えば、病人、ぐあいが悪くなる人がたくさん出るとか、そういうことも起こり得るわけでありまして、そういう意味においては、応急対策活動要領の検討と並行して、その成果を反映していく形で今回の基本方針づくり、計画に定める事項の検討、さらにはガイドラインの中身の検討を進めていただければ幸いであります。

2点目が、応急対策活動要領の検討と並行してやっていく応急救助機関がどれだけ必要か云々かんぬんということを検討するためにも、一定の限界はあろうかと思いますけれども、半割れのケース、一部割れのケース、それぞれにおいて、どのような形で対応していくか、それぞれについて一定、定量的な分析をしておいていただくことが必要ではなかろうかと。ある程度、粗いレベルかと思いますけれども、避難困難地域において高齢者の方に逃げていただくといったとき、どれぐらいの規模感になるのかということ、何十万人になのか、何万人なのか、何千人なのか。恐らく何十万人だと思いますが、そのレベルに応じて応急対策活動要領のあり方は多分変わってくるだろうと思います。

先ほど矢守先生が言われたように、対策が進めば進むほど、だんだんあらかじめ避難される方の量は減っていくことにはなるのでしょうが、一定の区切りをつけていただいて対応していただくことが大事かと思います。

最後、3点目ですが、さっき鍬田先生が言われたことにも関係しますが、恐らく今までもワーキンググループの中では、多分こういう感じで整理してきたのではないか。発災前については、あくまでも最悪に備えようということで、最大クラスの地震が起こることを前提として対応を考える。ただ、発災した後の対応、応急対策とか復旧・復興対策については、いわゆるL1パターン、L2パターンで対応の仕方が違ってくる。例えば、L1パターンで、結果として起こって、ひるがえってみてL1ぐらいだったということであれば、この避難所も使える、あそこの避難所も使える、この道路は早期に啓開できるとかということになる。ただ、L2だったらそれもできないとかということで、発災後の対策については、L1レベル、L2レベルに大まかに分けて、2パターンを考えておくという対応でいこうと、おおむねそういう方向ではなかったかという気がいたしておるのでありますけれども、実際、うちの県なども、道路啓開計画は2パターンをつくっていますし、避難所の設定のあり方も2パターン、L1対応、L2対応の両方で考えているわけでありますが、そういうことを考

えましたときに、今後の制度等について、検討するとき、結果として起こったのがL1タイプぐらいで済んだのですねということなのか、それともL2ぐらいのいわゆる大すべりが起こった大変なことになったねということなのか、その両方のパターンにおいて考えていく視点も必要になってくるかもしれないと思います。

今後、政府において検討される中において、ぜひそういう視点も織り込んで御検討いた だければ幸いだと思う次第です。

御説明の前に済みません。明治150年の記念式典に行かないといけませんので、申しわけありません。お許しいただきたいと思います。

(尾﨑委員、退室)

- ○福和主査 それでは、改めてこの資料の説明をお願いいたします。
- ○古屋(事務局) 資料4と資料5と参考資料1で説明をさせていただきます。

この議題ですけれども、どの程度までワーキングで議論をするかということを説明させていただき、ワーキングの取りまとめのイメージについて御議論いただきたいと思っているところであります。

まず、資料4になります。

1スライド、こちらは前回のワーキンググループでも示させていただいたものになっているところではあります。今後の予定といたしましては、下に書いているように、月1回程度を開催して、12月ごろまでに報告書を取りまとめるということを考えておりまして、次回では、取りまとめの骨子を示させていただきたいと考えておりまして、また次回は基準検討部会の中間報告、一定の報告もさせていただこうと思っております。この次々回で報告書の文章について御議論いただきたいというスケジュールを考えているところになります。

2スライド、こちらはワーキンググループの取りまとめのイメージを書かせていただいたものが左の黄色のところになりまして、こちらは取りまとめの章立てのイメージを書かせていただいております。まずは、ワーキンググループ設置までの経緯ということで、前回、昨年までのワーキンググループの話とかも触れさせていただき、それでモデル地区における検討、静岡県、高知県、中部経済界で実施させていただいたところをまとめさせていただく。その後に、南海トラフ沿いで観測される異常な現象として想定するケースということで、基準検討部会の検討内容を踏まえて、こういった各ケースでの現象についての基準であったり、各ケースで想定される社会状況についても、ここで書かせていただきたいと思っております。次に、各ケースにおける防災対応の方向性ということで、このワーキンググループで御議論いただいた基本的な考え方についてもここで記載させていただいています。その次の防災対応を実行するに当たっての社会的仕組みに関しましては、右側の「政府における検討事項」という青いところがありますけれども、その「制度等」と書いてありますけれども、防災対応を実行性のあるものにするために、国が検討すべきものということで、この制度等の検討に関連するところを取りまとめたいと思っているところ

であります。次の住民や企業の防災対応を検討・実施するに当たって配慮すべき事項に関しましては、今後、各主体で防災対応を検討いただく際に配慮すべき、大きな幹の部分について記載したいと考えているところでありまして、ワーキングの中で特に御議論いただきたいと考えているところであります。個別分野の詳細とか留意事項に関する詳細な部分に関しては、右側で示させていただくガイドラインで記載させていただきたいと思っておりまして、ガイドラインの作成の際には、委員の方々にも御意見を伺いながら作成させていただきたいと思っているところであります。この目標を示させていただいているところではありますけれども、この黄色の部分の下、社会的仕組みのところと配慮すべき事項について、もうちょっと詳しくイメージを書かせていただいたものが資料5になりますので、ごらんください。

資料5「WGとりまとめ項目(イメージ)」といたしまして、御提示させていただいているものになります。

今後のワーキンググループの御意見だったり、評価基準検討部会の検討結果を踏まえて、 内容等は変更する可能性がありますけれども、現在のイメージの案としてごらんいただけ ればと思います。

1ページ、目次になりまして、先ほど資料4でお示ししたものと同じものが並んでいる ところであります。

2ページ、同様に目次になりますので、特に今回示させていただきたい6. 社会的仕組みであったり、7. 防災対応を検討・実施するに当たって配慮すべき事項については、3ページ以降に書いていますので、御説明させていただきます。

3ページ、「6. 防災対応を実行するに当たっての社会的仕組み」です。

このすぐ下に、前段として、仕組みとしてどのようなものが必要かということを記載させていただきます。社会的混乱を回避し、速やかにかつ確実に防災対応を行うため、あらかじめ、避難対象地区、避難行動等住民や企業等がとるべき対応を周知しておくことが必要。また、防災対応の開始(終了)の情報伝達の仕組みを構築し、国、県、市町村は、異常な現象が観測された場合に防災対応を行うための十分な体制をとることが必要ということで、どのような仕組みが必要かということを記載させていただいております。

その次におきましては、(防災対応の計画づくり)ということで、防災対応を、いざというときに混乱なく適切に行うために、防災対応の計画をあらかじめ定めることが必要であるとして、2つ目の〇に書いてありますけれども、先ほどの資料で示させていただいたような対象地域の考え方、震度6弱以上の被害が南海トラフ地震で被害が生じるおそれがある地域を基本に掲げて書かせていただいております。3つ目の〇は、国の計画としてどういうものを書くべきかというものを書かせていただいています。基本的方針だったり、県や市町村、企業等が策定する計画の基本となるべき事項等を定めて、それら計画が矛盾なく調和のとれた形にすることが必要というのが国の計画としてございます。その次の〇が、県の計画。次の〇は、市町村の計画。その下の〇に関しては、企業に関する計画。そ

れぞれ定める内容を記載させていただいているところであります。

4ページ、一番上のところにありますけれども、こちらも計画の話になりまして、計画の策定に当たって留意する点としまして、この2つの○を挙げさせていただいております。計画の策定に当たって、地震発生の可能性や住民の防災対応の検討内容等に関して、住民に説明し、理解をしてもらうことが必要である。地方公共団体、指定公共機関等の各主体の防災対応はさまざまなところで相互に関連しているため、各主体の計画が地域で調和の図られたものにすることが必要ということを、留意点として挙げさせていただいているところでございます。

次の(異常な現象が観測された際の情報の伝え方)としましては、こちらは臨時情報を含み、どういった情報についてどう伝えていけばいいかということを書かせていただいているものになっておりまして、まずは国が必要な防災対応を適切に実施できるように丁寧に情報伝達することが必要ということで1つ目の〇がございまして、2つ目の〇に関しては、そのケースについて、評価するための有識者等の意見を伺う体制が必要であろうと。さらに、国は、地震活動の見込み、地殻変動の状況等を定期的に丁寧に発表することが必要ということで、情報の伝え方を記載させていただいているところであります。

次の(防災対応の一斉開始の仕組み)になりますけれども、こちらはトリガーの話になりまして、各ケースにおいて、国は、実施すべき防災対応のレベルに応じて、住民や企業等が防災対応を開始する必要がある旨を明らかにすることが必要ということで、トリガーの話を書かせていただいております。

この次の(防災対応の終了の仕組み)は、「終了」と書いていますけれども、主に対応期間の話です。半割れケースにおいては、あらかじめ防災対応する実施する期間を定めておくことが必要ということであったり、対応期間としては1週間程度が基本ということで、今までワーキングで議論させていただいた内容を記載させていただいております。

5ページ、一番上に書いてある部分に関しましても、今まで議論させていただいたように、対応期間に関しては、変更できるような仕組みも必要である。対応期間、実施期間が経過後は、まず、国は対応期間が経過した旨を明らかにすることが必要であり、一斉に対応をやめるのではなく、地域や企業が個々の状況に応じて警戒レベルを落とした一部割れケースの防災対応が標準になるということをお示しさせていただいています。

<一部割れケース>に関しましては、こちらは先ほどの資料 3 で出てきましたけれども、 半割れケースのように 1 週間程度を基本とさせていただきまして、下の<ゆっくりすべり ケース>に関しましては、定量的な地震発生の可能性の評価ができず、一定の期間を対象 に防災対応を強化することが困難であるため、実施期間に関しては示すことはしないとい うことを示させていただいております。その下の<地震発生可能性に関する住民・企業の 理解>に関しましては、対応期間に関連して、対応終了イコール安全宣言という誤解をさ れないようにするために、対応期間が経過した後でも大規模地震が発生する場合があるこ とをちゃんと理解していただくことが必要であるということを書かせていただいておりま す。

ここまでが 6. 社会的な仕組みとして記載すべき事項と考えているものを挙げさせていただきました。

次の7. 防災対応を検討・実施するに当たって、配慮すべき事項、考慮しなければいけない点を記載させていただいております。

まずは、(突発地震対策の促進)が必要であるということを書かせていただいております。突発地震対策を行って、その上で今回の異常な現象が観測された場合の防災対応でさらなる減災を目指すものであるということを、5ページの一番下に記載させていただき、6ページに進んでいただきまして、この中でも、耐震化であったり、企業BCPの作成を例に、突発地震に対して実施しておくべき対策を進めていくことが、南海トラフ地震対策全体としては最も有効であるということを書かせていただいているところでございます。

(社会的混乱の抑制)ということで、異常な現象が観測された場合に、そういった情報を受けて社会が混乱するおそれがありますので、それが起こらないように平時からの訓練や広報の実施等、丁寧な情報発信も必要ですし、それについて理解を深めることが重要である。特に「ゆっくりすべりケース」に関しましては、前回のワーキンググループでもお示しさせていただきましたけれども、メディア等でさまざまな見解が報じられ、社会的に混乱するおそれがあるため、国は、評価検討会でもの結果を丁寧に周知することが必要ということで、社会的混乱を抑制するための考慮すべき事項について挙げさせていただきました。

(避難先の確保と運営等)、次は避難先についての話になりまして、異常な現象が観測された場合には、避難者数が膨大になることが想定されるということで、社会が混乱せずに冷静に必要な防災対応を実施するためには、避難する住民は、あらかじめ、安全な知人宅や親類宅等をみずから確保しておくことが必要ということで2つ目の○とさせていただきまして、3つ目の○にはそのような対応が困難な住民に対して、避難先の確保等の対応をやる必要があるということを、先ほど出ていましたけれども、国は必要な環境整備に努めるということも必要ではないかということでここに書かせていただいているということになります。

7ページ、上から1つ目の○、避難先の運営について、地域住民と協力して実施できる体制を構築ということも重要。その下は、防犯等についての取り組みも検討が必要ではないかと書かせていただいているところです。

その次の(防災訓練の実施)に関しては、訓練については、(社会的混乱の抑制)でも 書かせていただいたところでございますけれども、防災対応が円滑に実施されるように、 防災訓練を定期的に実施することが必要である。その訓練を踏まえ、計画を見直すことも 必要ではないかということで、書かせていただいております。

その次はガイドラインの話になりまして、ガイドラインの必要性であったり、内容に関することを記載させていただいているところであります。2つ目の○にありますけれども、

防災対応について、効果的に実施するために、国は、基本的な考え方であったり、検討すべき項目等々について、参考となるガイドラインを示すことが必要であると。その留意点といたしましては、地域や企業の状況に応じて、地方公共団体や企業みずから、具体的な防災対応を検討・決定できるようにすることが、ガイドラインとして重要であったり、検討するに当たって、交通機関やライフライン、学校等が実施する防災対応が大きく影響するため、それらと調和を図ることも必要であるということで、説明させていただいております。

最後の(個別分野における防災対応の検討に当たって配慮すべき事項)で、8ページ目に行くのですけれども、こちらは個別分野、学校、病院等、さまざまにございますけれども、こういったものの方向性についてもちゃんと明らかにする必要があることを、ここで記載させていただいているところであります。

こちらが、大体今のところ我々として、ワーキンググループの取りまとめ項目として、 社会的仕組みだったり、防災対応の検討・実施するに当たって配慮すべき事項として、イ メージしているところであります。

もう一点、参考資料1がございまして、こちらはこのワーキンググループの取りまとめを受けて、ガイドラインとしてどのようなものをイメージして書こうかという、共通認識を図るためにお示しさせていただきたいものになっておりますので、参考資料1をごらんいただければと思います。

ガイドラインとして我々がイメージをしているものになっておりまして、ガイドラインは、上のところの箱書きで書いておりますけれども、南海トラフ沿いにおいて異常な現象が観測された場合に、大規模地震の発生に備えて、住民、企業等が、とるべき防災対応について、地方公共団体や企業等が具体的に検討し、それを実施できるように、防災対応の基本的な考え方、検討すべき項目、検討手順、留意点、検討に参考となるデータ等を国がまとめたものということで提示させていただいております。

下のほうに、大体このような章構成を考えているということを記載しております。

第1章、基本事項、共通事項としましては、異常な現象の定義や社会の状況を記載させていただき、第2節で、本ワーキングで議論した防災対応の基本的な考え方も大前提として基本事項として挙げさせていただきました。

第2章は、全体をどうするかという、全体フローの手順を付させていただく。

第3章、具体的に住民の防災対応の検討に当たってどのような項目を検討すべきか。その手順はどうか。その手順を実施するに当たってどんな点に注意するべきかということを記載したいと思っているところであります。こちらは、1個、例として津波のことを書かせていただいておりますけれども、「津波を基にした避難対象地域や対象者の検討」をするためには、ここに挙げている①~⑤のような手順に従ってやっていただく。また、その手順等や留意点としては、健常者、高齢者等による歩行速度の違いとかも考慮しないといけないですねということ等を挙げさせていただこうと考えているところであります。また、

第2節は、避難先の運営等についてというのも、同様に手順等や留意点を記載させていた だこうと考えているところでございます。

次の2ページ目、第3節、第4節、いろいろと挙げさせていただき、こういったことに ついて手順と留意点等を示させていただきたい。

第4章では企業の話、第5章では個別分野における防災対応の検討ということで、第5章のイメージなのですけれども、学校関係ということで、1個、例を挙げさせていただいております。

方針について、関係省庁と調整の上、決めさせていただき、それについての解説をガイドラインで詳しく書いている。そのようなものをイメージしているところであります。

ガイドラインのイメージとして示させていただいているところであります。主に本日は、 先ほども資料5でお示しいただいた社会的視点とか、防災対応を検討いただくに当たり配 慮すべきという大きな2点について御議論いただきたいと考えております。

繰り返しになってしまいますけれども、本ガイドラインのイメージでお示ししたような 詳細については、別途委員の方々の意見を伺いながら作成していきたいと思っているとこ ろであります。

説明は以上になります。

○福和主査 どうもありがとうございました。

今、事務局から説明をいただきましたように、12月をめどにただいまの資料5のイメージのまとめをしていきたいと考えております。それを受けて、制度面での検討を事務局でされます。その際に、各関係省庁との打ち合わせも含めながら検討されていき、その後の段階、それと同時並行的にガイドラインづくりが行われることになりますので、本ワーキンググループとしては、余り具体的なところに踏み込み過ぎずに、大きな方針として忘れてはいけないことについて議論をさせていただきたいと思っております。

とはいえ、ガイドラインがどんなものになるのかというイメージがないとその後の議論がしにくいということで、ガイドラインイメージをつくっていただきました。個々の問題については、このガイドラインを作成する段階で、委員の皆様の御意見も再び伺いながら、事務局でまとめていかれる予定であることを頭の中に置いていただいた上で、今回、次回でおおむねのこの基本的方向性に関する骨子を決めていきたいと思いますので、次回議論をするまでに検討しておくべき、骨子に入れるべき内容があれば、ここで御指摘いただければと思っております。

川勝委員。

○川勝委員 6の最初の(防災対応の計画づくり)の最後の○ですが、4ページの上から 3行目からの「地方公共団体、指定公共機関等の各主体の防災対応は様々」と書かれています。防災対応は、言うまでもなく、地域住民のためです。地域住民の協力がなければできません。そこで、加筆というか、正確に、「地方公共団体、指定公共機関等の各主体の防災対応は様々である。しかも相互に関連しているので、各主体の計画が地域で調和の図 られたものにすることが必要」と書いていただきたい。

先ほど静岡方式と言いましたが、わずか20幾つかの市町でもそれぞれ望まれる対応が違います。しかし、静岡方式では十分に議論し、地域住民の協力を得、地域住民の納得が得られた上で、地方公共団体並びに県の対応ができます。防災対応はさまざまで、その点御留意いただければと存じます。

私どもの県は、モデルに選んでいただきましたので、国のガイドラインをにらみながら、 県のガイドラインを策定します。具体的なものを盛り込んで、他県の地域のガイドライン にも役に立てていただこうということです。この点も、あわせて申し上げておきます。 以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございます。

今の点、よろしいですね。

そのほか、いかがでしょうか。

矢守委員。

○矢守委員 御説明をありがとうございました。

1点だけ、今の資料の6ページに、大きな項目の一つとして(社会的混乱の抑制)がございます。もちろん私も重要なことだと思います。その社会的混乱の抑制に当たって、大きく分けて、実際に情報が発出されたときにどういう対応をとるかという話と、事前にこの枠組み自体をどれだけ周知して理解もいただいておくかということも、非常に社会的混乱の抑制にとって重要なことなので、何らかの形で、言い方はおかしくなるかもしれませんけれども、このガイドラインに書かれていることの内容自体をしっかりと普及・啓発をする。きょうは橋爪委員もいらっしゃっていますけれども、メディア等も通じてすることを強調いただければと思いました。

関連して、もう一つだけ。結局同じことなのですけれども、7ページに(防災訓練の実施)という項目があります。何度も議論がなされてきたように、突発的に起こることを想定して行われる防災訓練自体が、あるいは防災能力の向上が今回の情報に対する対応にも寄与することは事実ですが、同時に、直前に御意見があったところにもかかわるのですけれども、さまざまな主体が、事前に協議をしたり、コンフリクトマネジメントをするような訓練をしておかないと、地域で調和の図れたものにならないということだと思いますので、この7ページの(防災訓練の実施)のニュアンスとして、これまで想定されていたような、いわゆる訓練だけではなくて、この情報をどのように調和の図られた形で生かしていくかということに関する、どちらかというとデスクトップシミュレーション的なものだったりすると思うのですけれども、そういう訓練をそれこそ各主体が参加する中で行うことが大事であるという方向性を打ち出していただくことが、この情報を、どうしてもデメリットではないのですけれども、いろいろと副作用もある情報を、副作用を抑えつつ、そのメリットを最大限生かすことにつながるのではないかと思いました。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

(社会的混乱の抑制)のところに事前の周知も含めた教育のことを書くべきということと、防災訓練のあり方について、今後の方向性を示したほうがいいのではないかということで、これもよろしいでしょうか。

中埜委員。

○中埜委員 1点、質問のようなものなのですけれども、今回の地震の災害は、さらの段階から地震が起こるというだけではなくて、例えば、半割れだとか、一部割れということで大きなポイントになっているわけです。そうすると、特に半割れのような状態のときには、東半分あるいは西半分、どちらが先に壊れているかわかりませんが、先に発災したところは既に大変大きな混乱が生じている状況だと思います。そうであると、一方の発災が他方の防災対応に与える影響はたくさん出てくるであろう。先ほどから幾つか出ておりますけれども、例えば、流通の問題とか、先に揺れてしまった影響で、土砂が壊れやすくなっている、あるいは、家屋についても同じようなことがあるかもしれませんといったことを考えたときに、先に一方で発災が起こってしまったときに、他方での防災対応を考えるときに、どういう混乱、困難があるのか、イメージしておくべきであるかということは、シナリオというのでしょうかどこかに書いてあったほうが、実際にそれぞれの地域で対応策を考えるときに漏れが少なくなるのではないかという気がいたしました。個別にどういうことを書くかというのはそれぞれで御議論いただければいいと思いますけれども、そういう前提となるような困難さ、混乱というものは、どこかに書いておいたほうがいいのではないかと思いました。

以上でございます。

○福和主査 ありがとうございます。

今の点については、そういう検討が必要であるということを、例えば、この段階で書いておいて、具体的には、ガイドラインをつくっていくまでに検討という、そのタイムスケジュールでもあり得ますよね。

- ○中埜委員 それでよいと思います。
- ○福和主査 今の点は重要なので、忘れないように記しておいたほうがいいと思います。 そのほか、いかがでしょうか。

鍬田委員、どうぞ。

○鍬田委員 ガイドラインを見ると、誰が主体的にこのガイドラインを読むべきなのかということがよく見えない感じがしまして、要は、一番最初に半割れのときに一部割れで被災した人ではなくて、それ以外の被災してない人を対象としているのだろうなとは思うのだけれども、対象としていない人が、被災していない人をどういうふうな形で定義づけるのかということが見えないので、わかりにくいなという感じがするのですよね。そこのところは、誰が主体になってこれを読むべきかというところを明確にしていただければと思

います。

- ○福和主査 今のは、ガイドラインのことでいいのですか。
- ○鍬田委員 はい。
- ○福和主査 そうすると、これは頭書きのところに、今のことを整理するということが必要だと思います。

平田委員、どうぞ。

○平田委員 ちょっと関連しているのですけれども、この3ページの一番最後の○のところに関連して、これは大震法のときの考え方を引きずっているのですけれども、社会的に大きな影響があるような「企業等」と書いてあるので、それに全部入ると言われると困るのです。

一方では、今、命を守るという観点が非常に重要だということが盛んに議論されているので、前提として、全ての国民はとか、全ての住民は、あるいは全ての企業とか組織はということがどこかにかぶるべきだと思うのですね。さらにその上で社会的な影響があるものについては特別な計画を立てる必要があるということが、前は法律でぴっちり決めていたからこういう書き方が必要だったのですけれども、今は住民が自分で判断をするとかということもかなりいろいろなところで強調されている以上は、うちの会社は関係ないと思う人が1社でもいては困るので、全ての企業あるいは組織ということをまずは前提に何かかぶせるような構成にぜひしていただきたい。

さらに、その上で、特定の大震法で決められている組織の例としてわざわざ幾つか出ているのですけれども、その当時はこれでいいのですけれども、一番最近として重要なのは、放送は入っていますけれども、通信というか、もっと言うと、インターネットの関連の企業が被災してしまうと非常に影響は大きいですけれども、それはもう少し強調していただきたいと思います。

ちょっと違う方向のベクトルのことを2つ言いましたけれども、御検討ください。

○福和主査 ありがとうございます。

今の点もよろしいですね。

そのほか、いかがでしょうか。

清野委員。

○清野委員 このワーキング自体が、条件つきのワーキング、異常な現象が観測されたときのという形で始まっているので、恐らくこの構成でいいのかとは思うのですが、私自身は、突発的なものがあって、それに備えるものがあって、それの条件つきとしてこういう異常な現象が観測されたときにこうするべきだという流れになるのが普通かなと思うのですけれども、ただし、このワーキング自体が「異常な現象への」という条件がついているので、これでいいかなとは思うのですが、本来、これだけ出て、異常な現象の中の一例として突発的なものが入るという感じを受けますので、その中で考えていただくと。

○福和主査 これは前文のところで書くか後書きのところで書くかどちらかで、本来は突

発である災害に対してやることが最も重要であるがということは、どちらかにきちんと書いていただくことがいいと思っています。それもよろしいですよね。

- ○髙橋(事務局) はい。
- ○福和主査 そのほか、いかがでしょうか。 栗原委員。
- ○栗原委員 いろいろ御説明いただきまして、ありがとうございました。

各委員の皆様から出ていることとほぼ一緒になろうかと思いますが、混乱を避けるということで、いろいろやっていかなければいけないことを明示していただいたなと思います。混乱を避けるというのは、別の言い方をすると、『正しく恐れる』。正しく恐れるためには敵をよく知らなければいけないので、どういうことが起き得ますよということを、マスコミ等を通じてしっかりと説明していくことも大事だと思いますし、また、6ページの一番上にも「異常な現象が観測されずに突発的に」ということも書いてございまして、これは事前の備えが重要だということもしっかり謳っていただいているので、非常にいいことだなと思います。

また、7ページのところで、先ほど矢守委員からもあったのですが、訓練を充実させるというところで、もちろん個々の訓練も大変重要なのですが、複合して訓練をしたときに、見えないものが見えてきたりというか、例えば、組織が違う、企業と行政で一緒にやってみるとかみ合わない部分が出たりとかということで、社会実装をする上では、そういう複合的な訓練、これは少し高度になりますけれども、そういったこともできるようにしていくことが必要だろうと考えております。

いずれにしましても、人命を守って、社会生活を守っていくためにどうするかということでワーキングをやってきたと思いますし、その中にしっかりと突発も含めての対応が落とし込まれているのではないかと思いますので、ガイドラインにうまく反映していただくことを期待しております。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

大体時間も近づいてきましたけれども、特に御意見のある方はいらっしゃるでしょうか。 1点だけなのですが、4ページの(防災対応の終了の仕組み)は、何となく違和感があって、全部が終わってしまうように感じられるので、文章表現だけはちょっと直したほうがいいと思います。いろいろな人としゃべると、臨時情報そのものの言葉がほとんど知られていないので、このことも大事ですが、まずは臨時情報という言葉そのものが多くの国民にちゃんと伝わるようなことも、あわせてこの12月までにしておかないと、これができたときに受け取ってもらいにくいかなという感じもしていますので、その点も事務局で御配慮いただければいいと思います。

もしもよろしければ、少し超過してしまっておりますので、ここで終えさせていただいて、次回、より充実した骨子ができてきますので、そこでまた御議論いただければと思い

ます。

それでは、事務局にお返しいたします。

○林(事務局) 福和主査、どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日のワーキンググループを終了させていただきます。御参加いただきました委員の皆様、ありがとうございました。